

様式第 1

意見書

平成 21 年 9 月 7 日

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室調整係 御中

郵便番号 150-0011
(ふりがな) とうきょうとしぶやくひがし
住所 東京都渋谷区東 3-22-8 サワダビル 4F
(ふりがな) もばいる・こんてんつ・ふぉーらむ
氏名 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
代表理事 川田 敦昭
メールアドレス info@mcf.to
電話番号 03-5468-5091
(連絡先: モバイル・コンテンツ・フォーラム事務局)

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関して、別紙のとおり意見を提出します。

別紙 1

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案） に関する意見

この度は、意見提出の機会をいただき感謝申し上げます。以下のように意見を提出させていただきますので、よろしくご査収の上ご検討いただきますようお願い申し上げます。

1. 第二種指定電気通信設備の規制根拠と対象について

二種指定制度の規制根拠を変更しない旨が示されたことについては反対する。まず、ボトルネック性の導入については、今回 EU の「着信ボトルネック」規制の考えによる全事業者への適用が提案されていることと、これまで MCF が提案してきたように、データ通信に関しては、「ゲートウェイサーバー機能」によって加入者への送受信が独占されているという日本特有の環境を考慮した上での再検討がされるべきと考える。

一方で、端末シェアが 25% を超える事業者を指定対象とすることを変更しないという考えに関しても以下のように新たな考えを追加することを要望する。我が国のモバイル市場は大手 3 社による寡占市場であるということは、既に社会全体の共通認識になっており、実際にハーフィンダール・ハーシュマン指数が 3651 と寡占状況を示しているとともに、3 社の合計シェアが市場全体の 95% を超えているという事実からも明らかである。このような状況でありながら寡占事業者の一部が指定対象とならないことは、データ通信市場において大きな影響が考えられる。よって端末シェア以外に市場に与える影響が大きい端末の加入者数（例えば 1000 万契約を超える場合等）を指定根拠として追加することを要望する。

2. アンバンドル制度について

この度、二種指定制度においてモバイル版のアンバンドル制度が導入されることについては大いに賛意を表明する。特に対象がこれまでの「設備」だけでなく「機能」が追加されることでデータ通信市場の現状にあわせた対応がなされていることについては非常に有益な制度変更であると考え。しかしながら、一種指定制度のアンバンドル制度と異なり事業者間協議での合意形成を尊重・期待した謙抑的な制度となっているため、今後細部にわたった運用面での制度整備が非常に重要であると考え。

そういった点で、2009 年度内に策定される「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」、「アンバンドル機能に該当する機能」、「アンバンドルの判断基準」等が規定されるにあたっては以下の事項について十分な検討をお願いします。

需要の立ち上げ期にあるサービスにかかる機能は除外する事となっているが、モバイル市場は寡占市場であることもあり先行者メリットが競争環境に与える影響は甚大であることを考慮して、需要立ち上げ期の考え方については最低限の期間に限定する等の対応が求められる。

モバイル市場は特に変化の早い市場であることを考慮して、注視すべき機能の追加や注視すべき機能に関する民間の協議の状況把握については、毎年度毎に検証している競争セーフガード制度よりもサイクルの短い4半期毎の検証かヒアリング等によるモニター制度が必要と考える。

注視すべき機能とアンバンドルに該当する機能の判断基準は特に重要である。予見性がある具体的な規定が明示されることは重要であるが、変化の大きいモバイル市場においては利用者利便や公正競争の促進から柔軟な判断ができるような基準が必要であると考ええる。

今回注視すべき5つの機能として「課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能」、「大容量コンテンツ配信機能」、「GPS 位置情報の継続提供機能」、「SMS 接続機能」、「携帯電話のEメール転送機能」が示されているが、いずれも利用者利便の向上につながるとともにコンテンツプロバイダの事業拡大に大きな影響をあたえるものであり、必要性、重要性が高くできるだけ早期の対応を要望する。

前項の5つの機能以外でも、既に多様な事業者が参入しており利用者利便の向上や市場全体の公正競争促進に大きな影響があるという点では「端末で利用するアプリケーション機能」は特に追加すべきであると考ええる。アプリケーション機能は、コンテンツサービスを行う上では前提となるものであり、現状は電子書籍のビューアーやゲームコンテンツ等で広く利用されており、将来的にはブラウザやメーカー等の現在は端末にバンドルされているソフトも対象となるため市場に対する影響は甚大である。しかしながら現状では通信事業者の指定されているビューアーしか利用できない、あるいは特定種類のアプリは利用ができない、アプリにおける課金機能等の利用ができない等の制限が存在しているため早急に「注視すべき機能」に位置づけることを要望する。

3. 紛争処理機能について

コンテンツプロバイダ（電気通信回線設備を設置せず配信サーバ等の電気通信設備を利用して事業展開を行う事業者）も紛争処理の対象とすべきとの考えには賛成する。しかしながら、紛争処理委員会の機能である、あっせん・仲裁を利用して優越的地位にある通信事業者と立場の弱いコンテンツプロバイダが対等に協議するためには匿名性を含めた更なる制度整備を必要であると考ええる。